

令和8年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊香立向在地 (向在地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月10日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・令和6年度から農業組合営農改善部会に耕作事業部〔向在地むらづくり推進会〕を立ち上げ、前 耕楽会（有志団体が令和5年度に解散）の耕作地（約2ha）を引継ぎ試行的に運営を開始する。
- ・現在作業委託のある農家の耕作事業部への耕作転換相談を受けるも販売ルートの確保に難あり。
- ・畦畔、農道等の高土手の管理（草刈り作業等）において、組合員の高齢化等により少数の青年層に負担が増え、他作業においても効率の低下が認められる。（後継者が他地域に居住しており共同作業への不参加も原因である。）

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業組合営農改善部会耕作事業部で小麦・大豆等の作付けを行い生産性の高い農業経営を推進し、法人化を目指す。
- ・町内の組合員以外の非農家者、定年帰農者など農作業（共同作業を含む）に従事可能な人材の確保を推進する。
- ・若年層への農作業（共同作業を含む）に従事してもらえる環境づくりと人材育成を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.97 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後、離農や高齢で耕作が自作不能となった田圃は責任を持って担い手に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
高齢により自作で耕作不能となった場合は農地中間管理機構を通じて担い手に農地集積をしていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
圃場整備の完了した農地、用排水路、獣害柵等の維持・管理を継続して行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
若手組合員（後継者等含む）の育成。作業可能なところから耕作作業へ従事できるよう指導、育成していく。 ※後継者等：娘婿など
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢により作業不能となった場合、スマート農業（作業委託：ドローンによる防除等）による作業の省力化も検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①集落内で獣害のおよぶ範囲に獣害柵を設置し、年2回の点検や補修等を実施している。 ③共用法面の除草作業においてラジコン草刈機を導入しており、オペレーターを担う若年層の作業省力化に取り組んでいる。 ⑦休耕田の管理（農地荒廃防止等）を農業組合で実施している。				